

税関係証明書交付請求書 (本庁・支所用)



No. _____

(請求先) 長岡市長

※本人確認を行います。確認できる書類をご提示ください。

_____年 月 日

1 窓口に来た人(請求者)		受付 出力 点検 交付
住所	電話番号《携帯可》 () -	
(よみかた) 氏名	証明を受ける人とあなたの関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の親族(続柄) <input type="checkbox"/> 相続人・確認書類が必要な場合があります <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他()	※ 委任の印又は 代表者印が必 要です。
西暦 / 明・大・昭・平・令 年 月 日生		
		(職員記入欄) 免許 旅券 外登 在留 住カ B 身 手 番カ 保険 後期 介護 年手 年証 学証 社証 預 キ・ク 診 住カ A 本人 要聴取 委任 不 聴聞 その他()

2 どなたの証明書が必要ですか？		
<input type="checkbox"/> 窓口に来た人(請求者)と同じ		
※本人以外が請求する場合は、下記の欄の記入と押印が必要です。 「私は、上記1の請求者を代理人として本書を持参させますので、証明書を交付してください。」		
<input type="checkbox"/> 個人	住所 長岡市	(よみかた) 氏名 西暦 / 明・大・昭・平・令 年 月 日生 ※委任の印 
	所在地 電話番号 () -	(よみかた) 法人名及び代表者氏名 ※代表者印 

3 どの種類の証明書が必要ですか？		
所得等証明	納税証明	資産評価等証明
平成・令和 (平成・令和 年分の所得) <input type="checkbox"/> 最新版のもの	平成・令和 年度	平成・令和 年度 土地・家屋(全部・一部) <small>一部の場合は裏面に所在地を記入してください</small>
市民税・県民税 所得・課税証明	車検用軽自動車税(種別割) 【標識番号】 (長岡)	無料
扶養証明	市民税・県民税	評価証明
個人営業証明 (営業種目:)	法人市民税 事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日	通 枚
法人営業証明	固定資産税 都市計画税	公課証明
	軽自動車税(種別割)	課税証明
	未納がない証明 (裏面下段をご覧ください)	償却資産証明
		課税台帳証明 (名寄帳)
		無資産証明
		住宅用家屋証明
		未登録証明
		その他

使用目的(提出先)
<input type="checkbox"/> 登記(法務局) <input type="checkbox"/> 申告(税務署) <input type="checkbox"/> 融資等(金融機関) <input type="checkbox"/> 競売・訴等(裁判所) <input type="checkbox"/> 資産確認 <input type="checkbox"/> その他()

※土・日・祝日の取扱い
・アオーレ長岡(本庁):「市民税・県民税所得課税証明書」のみ取り扱います。
・支所:取り扱いはしません。
・内容によっては、即日発行できない場合があります。

資産評価等証明

土地・家屋の一部の証明を請求する場合は、必要な物件の所在地を記入してください。

区分	町名	地番	家屋番号
土地・家屋			
土地・家屋			
土地・家屋			
土地・家屋			
土地・家屋			
土地・家屋			
土地・家屋			
土地・家屋			
土地・家屋			
土地・家屋			

※ 亡くなられた人名義の証明を請求する場合は、相続人であることが確認できる戸籍が必要な場合があります。

※ 賦課期日（1月1日）以降に所有者移転の登記をし、新たに所有者となった人が請求する場合は、そのことを確認できる登記簿が必要です。

※ 借地人・借家人が請求する場合は、賃貸借契約書の写し等が必要です。

詳しくは窓口の職員におたずねください。

未納がない証明

必要な証明にチェックをしてください。

	チェック欄	証明事項	主な使用目的
①	<input type="checkbox"/>	市税の未納がない証明	長岡市の入札参加資格審査申請など
②	<input type="checkbox"/>	過去3年以内に市税に係る滞納処分を受けたことがない証明	公益社団法人、公益財団法人の認定など
③	<input type="checkbox"/>	市税の未納がない・過去2年以内に市税に係る滞納処分を受けたことがない証明	酒類販売業免許申請など

※証明が必要な滞納処分を受けたことがない期間が②・③に該当しない場合は、窓口の職員におたずねください。